

令和6年能登半島地震により被災された皆さまへ

保険医療機関窓口での一部負担金の免除についてのお知らせ【期間延長】

この度の震災により被災された皆さまにおかれましては心よりお見舞い申し上げます。
マルハン健康保険組合では、災害救助法に適用された地域にお住まいの被保険者および
被扶養者に対し、保険医療機関窓口での一部負担金等の免除を行います。
以下の内容をご確認いただき、該当される方は手続きをお願いします。

■ 一部負担金免除を受ける方法

- (1) **保険医療機関等の窓口で、下記「1 対象者」の要件に当てはまる対象者である旨を申告する**
事前申請は不要ですが、後日、要件に該当されるかの確認を健康保険組合より行うことがあります。
- (2) **「一部負担金免除証明書」の交付申請を行う**
医療機関等の受診に備えて、あらかじめ証明書の発行を健康保険組合へ申請するものです。
医療機関等の窓口へ証明書を提示することで一部負担金の支払いが免除されます。
下記の書類を健康保険組合へ申請いただくことで「健康保険一部負担金免除証明書」を
交付し、送付します。
 - ア 健康保険一部負担金等免除申請書（令和6年能登半島地震）
 - イ 住家が全半壊した方は、罹災証明書や被災証明書の写し

※ 主たる生計維持者が下記「1 対象者」の②～⑤に該当する方は、健康保険組合へ直接
お問い合わせください。

1 対象者

災害救助法の適用地域に住所を有する当組合の被保険者・被扶養者で、次のいずれかに該当する方。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

2 災害救助法の適用地域

最新の適用地域は「内閣府 防災情報のページ 災害救助法の適用状況」よりご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

3 免除される医療機関窓口での負担の範囲

- ・ 一部負担金
- ・ 保険外併用療養費に係る自己負担額
- ・ 訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・ 家族療養費に係る自己負担額
- ・ 家族訪問看護療養費に係る自己負担額
(ただし、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当するものは除く。)

※ 以下については免除対象外です。

- ・ 療養費（柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術、治療用装具等）に係る自己負担額
- ・ 差額ベッド代・差額室料など自費扱いのもの

4 免除の適用となる期間

令和6年1月1日から**令和6年9月30日まで**

5 その他

(1) 一部負担金等の還付申請について

免除の適用となる期間において、免除対象となる一部負担金を医療機関等へ支払った場合は、次の書類を健康保険組合へ申請することで還付を受けることができます。

- ア 健康保険一部負担金等還付申請書
- イ 一部負担免除対象者であることが確認できる書類の写し
- ウ 医療機関等が発行した領収書（原本）

(2) 健康保険被保険者証の再交付について

今般の災害により健康保険被保険者証を滅失及びき損された方は、次の書類を事業主経由で提出し、手続きをお願いします。(この災害による再交付において、手数料は発生しません。)

- ア 健康保険被保険者証 滅失・き損届/再交付申請書
- イ 被保険者の身分証明書の写し

【本件に関するお問い合わせ・免除申請書送付先】

マルハン健康保険組合

〒111-0036

東京都台東区松が谷一丁目9番12号 SPKビルディング7階701号

TEL：03-5830-2112（平日9時～17時）